あきる野市都市計画図

市街化区域・市街化調整区域、用途地域、高度地区、
防火・準防火地域、地区計画、道路、河川、公園等

（注）　本図に示す用途地域、道路、河川、公園などの境界線は、概略を示すもので、詳細については、「あきる野市都市整備部」に備え置く「指定図書」を閲覧してください。

1：30,000

凡　例

用途地域		建ぺい率 %	容積率 %	高度地区	防火地域又は準防火地域	日影が規制される建築物	適用条例	規制される日影時間（敷地境界線からの水平距離が10mを超え10m以内の範囲）		測定水平面（平均地盤面からの高さ）
		30	50							
	第１種低層住居専用地域	40	80		指定なし					
		50	60	第１種高さの最高限度10m		軒高が7ｍをこえる建築物又は地上３階以上の建築物	(一)	3時間以上	2時間以上	1.5m
		50	100		準防火地域		(二)	4時間以上	2.5時間以上	
		60	150							
	第１種低層住居専用地域	50	100							
		50	150		準防火地域	高さが10ｍをこえる建築物	(一)	3時間以上	2時間以上	4m
	第１種中高層住居専用地域	60	150	第１種			(一)	3時間以上	2時間以上	
		60	200	第２種	防火地域					
	第２種中高層住居専用地域	60	150	第１種	準防火地域		(一)	3時間以上	2時間以上	
				第２種						
	第１種住居地域	60	200	第１種	防火地域		(一)	4時間以上	2.5時間以上	
				第２種						
	第２種住居地域	60	200	第１種	準防火地域		(一)	4時間以上	2.5時間以上	
				第２種						
	準住居地域	60	200	第１種	防火地域		(二)	4時間以上	2.5時間以上	
				第２種						
	田園住居地域	60	200	第１種	準防火地域		(二)	4時間以上	2.5時間以上	
				第２種						
		80	200	第１種	防火地域		(二)	4時間以上	2.5時間以上	
				第２種						
	近隣商業地域	80	300	第１種	準防火地域		(二)	4時間以上	2.5時間以上	
				第２種						
		80	400	指定なし	防火地域	対象区域外				
	商業地域	80	400	指定なし	防火地域	対象区域外				
	準工業地域	60	200	第１種	準防火地域	高さが10ｍをこえる建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上	4m
				第２種						
	工業地域	60	200	第２種	準防火地域	対象区域外				

※日影による日影は冬至日における真太陽時の午前8時から午後4時までに生じる日影

防火地域又は準防火地域　100 / 50 / 60 / 40　容積率 / 建ぺい率 / 高度地区

凡　例

	都市計画道路
	都市計画公園
	都市計画緑地
	都市計画河川
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	用途地域の指定のない区域の容積率等の指定区域

施行地区

青梅市　羽村市　西多摩郡　日の出町　福生市　昭島市　八王子市

あきる野市役所

平成二十七年八月作成（画面は平成二十五年三月現在）・平成二十八年五月変更（表面のみ）